

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

	条 例	規 則	告 示	公 告	ページ
○	住居表示整備事業に伴う関係条例の整理に関する条例【市民文化スポーツ局市民部区政課】				1 4 3 4
○		北九州市未熟児養育医療及び小児慢性特定疾患医療の費用に関する規則の一部を改正する規則【子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課】			1 4 3 6
○			国民健康保険料の平成 2 4 年度における料率【保健福祉局保健医療部保険年金課】		1 4 3 7
○			障害者自立支援法による育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】		1 4 3 8
○			障害者自立支援法による育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】		1 4 3 9
○			市税（県民税を含む。）の収納事務の委託【財政局税務部税制課】		1 4 4 0
○				物品調達契約に係る一般競争入札の公告（3 件）【契約室契約課】	1 4 4 1

本号で公布された条例等のあらまし

◇住居表示整備事業に伴う関係条例の整理に関する条例

住居表示整備事業に伴う字の区域及び名称の変更に伴い、関係規定を次のとおり改めることにしました。

- 1 若松区の区域に新たにくきのうみ中央を加え、八幡西区の区域に新たに則松東一丁目及び則松東二丁目を加える。
- 2 八幡西区役所折尾出張所の所管区域に新たに則松東一丁目及び則松東二丁目を加える。
- 3 北九州市立古前市民センターの位置の表示を次のとおり変更する。

新	旧
北九州市若松区古前一丁目28番23号	北九州市若松区大字藤木262番地の2

- 4 北九州市立古前保育所の位置の表示を次のとおり変更する。

新	旧
北九州市若松区古前一丁目28番17号	北九州市若松区大字藤木262番地の2

- 5 工業立地法第4条の2第2項の規定に基づく市準則を適用する区域のうち第1種区域の設定区域の表示を次のとおり変更する。

新	旧
則松東一丁目、則松東二丁目	大字則松（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第1種住居地域と定められた地域に限る。）

この条例は、平成24年6月1日から施行することにしました。

◇北九州市未熟児養育医療及び小児慢性特定疾患医療の費用に関する規則の一部を改正する規則

未熟児養育医療及び小児慢性特定疾患医療に要する費用の徴収額等の算定について、適用を除外する規定を追加することにしました。

この規則は、平成24年5月29日から施行することにしました。

住居表示整備事業に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成24年5月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第24号

住居表示整備事業に伴う関係条例の整理に関する条例

(区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域に関する条例の一部改正)

第1条 区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域に関する条例(昭和38年北九州市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表の若松区の項中「響南町」の次に「、くきのうみ中央」を加え、同表の八幡西区の項中「則松一～七丁目」の次に「、則松東一・二丁目」を加える。

(北九州市区役所出張所設置条例の一部改正)

第2条 北九州市区役所出張所設置条例(昭和38年北九州市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条の表の八幡西区役所折尾出張所の項中「則松七丁目まで」の次に「、則松東一丁目、則松東二丁目」を加える。

(北九州市市民センター条例の一部改正)

第3条 北九州市市民センター条例(平成6年北九州市条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表第1の北九州市立古前市民センターの項中

「

北九州市若松区大字藤木262番地の2

を

」

「

北九州市若松区古前一丁目28番23号

に

」

改める。

(北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九

州市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1の保育所の項中

「

〃 〃 大字藤木262番地の2

を

」

「

〃 〃 古前一丁目28番17号

に

」

改める。

(工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく市準則を定める条例の一部改正)

第5条 工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく市準則を定める条例(平成11年北九州市条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1の第1種区域の八幡西区の項中「大字則松(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の第1種住居地域と定められた地域に限る。)、大字本城(都市計画法)」を「則松東一丁目、則松東二丁目、大字本城(都市計画法(昭和43年法律第100号))」に改める。

付 則

この条例は、平成24年6月1日から施行する。

北九州市未熟児養育医療及び小児慢性特定疾患医療の費用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年5月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第55号

北九州市未熟児養育医療及び小児慢性特定疾患医療の費用に関する規則の一部を改正する規則

北九州市未熟児養育医療及び小児慢性特定疾患医療の費用に関する規則（昭和39年北九州市規則第93号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第1項中「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同表の備考第2項第2号中「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項及び第4項」に改める。

別表第2のD2の項中「5,000円」を「5,001円」に改め、同表のD5の項中「70,000円」を「70,001円」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第219号

北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号）第14条第1項第1号、第14条の10第1項第1号及び第14条の15第1項第1号に規定する国民健康保険料の平成24年度における料率は、次のとおりである。

平成24年5月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1	基礎賦課額の所得割料率	100分の6.90
2	後期高齢者支援金等賦課額の所得割料率	100分の2.70
3	介護納付金賦課額の所得割料率	100分の3.90

北九州市告示第 220 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 69 条の規定により次のとおり告示する。

平成 24 年 5 月 29 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調剤（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
ひつじ薬局	北九州市八幡西区藤田四丁目 2 番 8 号	平成 24 年 5 月 1 日

2 調剤（育成医療、更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
小石調剤薬局	北九州市若松区下原町 9 番 9 号	平成 24 年 5 月 1 日

北九州市告示第 2 2 1 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 9 条第 1 項に規定する育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第 6 9 条の規定により次のとおり告示する。

平成 2 4 年 5 月 2 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
有限会社黄明調剤薬局青葉台店	旧	北九州市若松区青葉台西一丁目 1 番 2 号	平成 2 4 年 5 月 1 日
	新	北九州市若松区青葉台東一丁目 1 番 2 号	

2 更生医療に係る指定自立支援医療機関の名称の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
旧	たまき腎クリニック	北九州市小倉北区片野二丁目 2 1 番 1 1 号	平成 2 4 年 5 月 1 日
新	医療法人たまき腎クリニック		

3 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の名称の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
旧	医療法人木村内科外科医院	北九州市小倉南区下曾根四丁目 2 3 番 2 8 号	平成 2 4 年 5 月 1 日
新	医療法人木村医院		

北九州市告示第222号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、市税（県民税を含む。）の収納事務を次のとおり委託した。

平成24年5月29日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社電算システム	岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

北九州市公告第349号

一般競争入札により、ライフジャケットの物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年5月29日

北九州市長 北橋 健治

1 調達内容	購入品目及び数量	ライフジャケット 1, 300着
	購入物品の仕様	仕様書に定めるとおり
	履行期限	平成24年11月30日まで
	納入場所	各消防署及び消防局警防課
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	有資格業者名簿（注1）に記載されていること。
	所在地	有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
	実績	平成22年度以降において、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した1件160万円を超える物品等供給契約における指名の実績又は契約の履行実績（随意契約によるものを含む。）があること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課
	期間	この公告の日から平成24年6月26日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	この公告の日から平成24年6月8日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	平成24年6月19日から同月25日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月26日午前9時から午後2時まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課
	日時	平成24年6月26日午後2時10分
7 入札及び契約に関する条件	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の5以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 落札者の決定方法	契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。	
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。	
	(1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札	
	(2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札	
	(3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札	
	(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
10 その他	(1) この調達に係るその入札に関する条件は、入札説明書による。	
	(2) 入札説明書及び仕様書の交付は、第3項に示す日時及び場所において無償で行う。また、北九州市契約室ホームページに掲載する。	
	(3) この入札に係る競争参加資格確認通知を受けていない者は、当該入札に参加することができない。	
	(4) 原則として、入札者名義のICカード（注2）を取得し、北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していること。	
	(5) この公告に関する問い合わせ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2017）とする。	
注1 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。		
注2 北九州市電子入札用電子証明書（ICカード）登録要領第3条に規定するICカードをいう。		

北九州市公告第350号

一般競争入札により、発電機の物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年5月29日

北九州市長 北橋 健治

1 調達内容	購入品目及び数量	発電機 103台
	購入物品の仕様	仕様書に定めるとおり
	履行期限	平成24年11月30日まで
	納入場所	各消防署及び消防局警防課
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	有資格業者名簿（注1）に記載されていること。
	所在地	有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
	実績	平成22年度以降において、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した1件160万円を超える物品等供給契約における指名の実績又は契約の履行実績（随意契約によるものを含む。）があること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課
	期間	この公告の日から平成24年6月26日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	この公告の日から平成24年6月8日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	平成24年6月19日から同月25日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月26日午前9時から午後2時まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課
	日時	平成24年6月26日午後2時10分
7 入札及び契約に関する条件	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の5以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 落札者の決定方法	契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。	
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。	
	(1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札	
	(2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札	
	(3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札	
	(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
10 その他	(1) この調達に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。	
	(2) 入札説明書及び仕様書の交付は、第3項に示す日時及び場所において無償で行う。また、北九州市契約室ホームページに掲載する。	
	(3) この入札に係る競争参加資格確認通知を受けていない者は、当該入札に参加することができない。	
	(4) 原則として、入札者名義のICカード（注2）を取得し、北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していること。	
	(5) この公告に関する問い合わせ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2017）とする。	
注1 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。		
注2 北九州市電子入札用電子証明書（ICカード）登録要領第3条に規定するICカードをいう。		

北九州市公告第351号

一般競争入札により、ハンディライトの物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年5月29日

北九州市長 北橋 健治

1 調達内容	購入品目及び数量	ハンディライト 437個
	購入物品の仕様	仕様書に定めるとおり
	履行期限	平成24年10月19日まで
	納入場所	各消防署
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	有資格業者名簿（注1）に記載されていること。
	所在地	有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
	実績	平成22年度以降において、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した1件160万円を超える物品等供給契約における指名の実績又は契約の履行実績（随意契約によるものを含む。）があること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課
	期間	この公告の日から平成24年6月26日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	この公告の日から平成24年6月8日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	平成24年6月19日から同月25日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月26日午前9時から午後2時まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課
	日時	平成24年6月26日午後2時10分
7 入札及び契約に関する条件	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の5以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 落札者の決定方法	契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。	
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。	
	(1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札	
	(2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札	
	(3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札	
	(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
10 その他	(1) この調達に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。	
	(2) 入札説明書及び仕様書の交付は、第3項に示す日時及び場所において無償で行う。また、北九州市契約室ホームページに掲載する。	
	(3) この入札に係る競争参加資格確認通知を受けていない者は、当該入札に参加することができない。	
	(4) 原則として、入札者名義のICカード（注2）を取得し、北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していること。	
	(5) この公告に関する問い合わせ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2017）とする。	
注1	北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。	
注2	北九州市電子入札用電子証明書（ICカード）登録要領第3条に規定するICカードをいう。	